

## 付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

### 第1章 総則

#### 第1 目的

地震予知情報に基づく警戒宣言の発令後に緊急的な対応を的確に実施することで被害を軽減する仕組みを主要な事項とする大規模地震対策特別措置法が昭和53年に施行され、当該予知情報並びに警戒宣言に係る措置の流れは以下のとおりであった。

東海地震は、わが国で直前予知が可能な唯一の地震であり、直前予知に基づく的確な防災体制の整備は、東海地震対策の中でも極めて重要な位置づけとなっている。地殻変動の変化により東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合には、「東海地震注意情報」が、東海地震が発生するおそれが高まったときは「東海地震予知情報」が発表される。

内閣総理大臣は、「東海地震予知情報」を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

以上のように、従来は東海地震の直前予知が可能との考えのもと、予知情報に基づく警戒宣言が発令されるときがあるとされてきたが、平成25年度の「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」の報告では「現在の科学的見地からは、確度の高い地震の予測は難しい」とされ、さらには平成29年9月、国の中央防災会議において、40年ぶりに見直しの方向も示されているところである。

国においては、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、東海地震のみに着目した情報の発表は行わないとしているが、東海地震発生の可能性については、従来とは変わらないものである。

東大阪市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、同地域で大規模な地震が発生した場合、市域で震度4、局地的に震度5弱程度と予想され、人口、都市機能等が高度に集中していることから、大規模な地震発生の可能性が高まったとの情報が発表された場合、社会的混乱も懸念される。

当付編においては、地震発生に備えて、速やかな対応ができるよう準備を行い、地震に関連する情報発表に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

なお、前述のとおり、「南海トラフ地震の関連情報」の暫定的な運用開始に伴い、「東海地震注意情報の発表」及び「警戒宣言の発令」は行われないとされており、当付編における「東海地震注意情報」及び「警戒宣言」の記述は、当面「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、以下の情報と読み替えるものとする。

- ・「東海地震注意情報」

異常な現象が観測され、その現象が東海地震に関連する大規模な地震に関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」

- ・「警戒宣言」

観測された現象を調査した結果、東海地震に関連する大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」

## 第2 基本方針

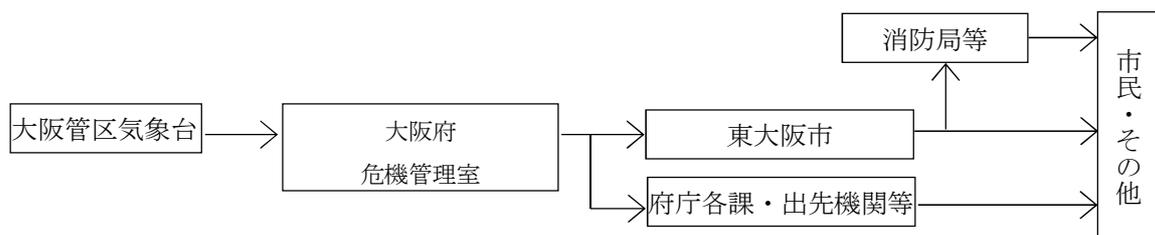
1. 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言発令中においても、都市機能は平常通り確保するための必要な措置を講じる。
2. 原則として警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発令されるまでの間についても、必要な措置をとる。
3. 東海地震は、東南海・南海地震を誘発する恐れもあることを考慮して、状況に応じて必要な措置をとる。
4. 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害対策編で対処する。

## 第2章 東海地震注意情報時の措置

東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

### 第1 東海地震注意情報の伝達

#### 1. 伝達系統



#### 2. 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

### 第2 警戒態勢の準備

市は、準警戒配備体制の設置を準備するとともに、警戒宣言及び大規模地震関連情報の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防機関においては、必要に応じて非常警備を発令して警戒態勢を整え、消防局に警防本部を設置する。また、国、大阪府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。

1. 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
2. 政府が行う準備行動の具体的な内容について
3. 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
4. 市民に対する沈着冷静な対応の要請について
5. 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

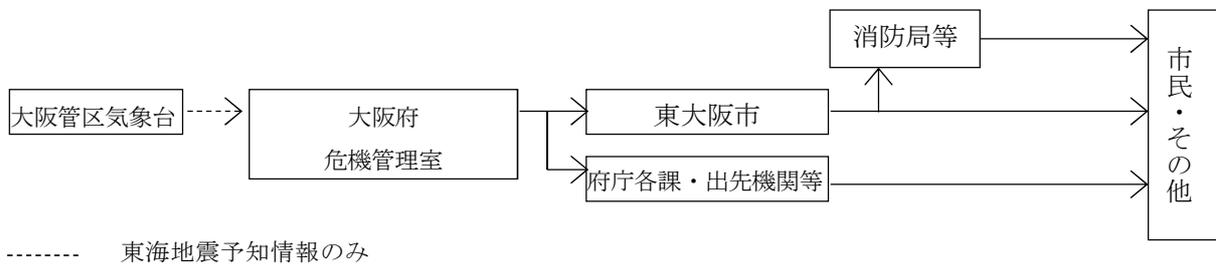
## 第3章 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を推進するものとする。

### 第1 東海地震予知情報等の伝達

警戒宣言が発表されたときは、迅速に市民・事業所に伝達する。

#### 1. 伝達系統



#### 2. 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報の内容
- (2) 警戒宣言
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

### 第2 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

#### 1. 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、準警戒配備体制をとる。
- (2) 市は、情報交換を通じて大阪府及び関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請を行う。
- (3) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

## 2. 消防・水防

警防本部及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

## 3. 交通の確保・混乱防止

市は、大阪府警察、道路管理者及び関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

## 4. 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、大阪府及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講じる。

## 5. ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

## 6. 危険箇所対策

- (1) 市は大阪府と連携して、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、大阪府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

## 7. 社会秩序の維持

### (1) 警備活動

大阪府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。市及び関係機関は、これに協力する。

### (2) 生活物資対策

市は、大阪府及び関係機関とともに、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講じる。

## 8. 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

## 第3 市民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられたときは、市民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

### 1. 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (6) 市や防災関係機関が行う防災活動への協力など

### 2. 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、要配慮者に配慮する。